

**【NEWS RELEASE】**

2020年7月15日

各位

株式会社SMB C信託銀行

「スマート相続口座」の取扱開始について

株式会社SMB C信託銀行（代表取締役社長：荻野 浩三）は、ご自身の資産を運用しながら、相続発生時には、あらかじめご指定いただいたご家族に当行で保有する預金口座・投資信託口座の資産をスムーズに承継することができる新商品「スマート相続口座」の取扱を本日より開始いたします。

高齢化の進展により人生100年時代が到来する中、「長い人生を豊かに過ごすための資産形成」と「次世代への円滑な資産承継」に対する関心は高まっています。本商品は、「相続で家族に迷惑をかけたくない」「遺言書を書くのは面倒」「費用を抑えて煩雑な手続きをせずに引き継ぎたい」「相続対策しても自分のお金は自由に使いたい」といったお客さまの多様化する資産承継ニーズに対応する国内初の商品です。

**<スマート相続口座の主な特徴>**

- (1) **面倒な書類が不要。お手続きがスムーズに。**
  - ・ 当行所定の契約書に、対象となる口座の種類、受取人のお名前・受取割合などを記入いただくだけで、スムーズに口座内の資産を引き継ぐことができます。
  - ・ 遺言書や遺産分割協議書、戸籍謄本などの面倒な書類の提出は不要です。
- (2) **電子契約でスピーディに手続き。手数料は最大優遇時無料。**
  - ・ 電子契約での手続きをご選択いただくことができます。離れて暮らすご家族であっても、郵送での書類のやり取りがなく、スピーディな契約締結が可能です。
  - ・ 一定の条件を満たした場合、基本手数料330,000円(税込)が最大無料となる優遇プランをご用意しています。
- (3) **契約後でも、口座の入出金や資産の入れ替えが自由。**
  - ・ 相続発生前は、口座の入出金や、資産の入れ替えを自由に行うことができます。
  - ・ 相続発生時の残高をもとに受取割合に応じて資産を引き継ぐことができます。

 スマート相続口座の詳細 <https://www.smbctb.co.jp/service/sozoku/smart/>

当行は、これまでテラーメイド型の「遺言代用信託」を資産承継商品としてご提供してまいりました。グローバル化・高齢化・デジタル化が進展する中、お客さまが人生100年時代をより良く安心して過ごせるよう、「外貨」「不動産」「信託」の3つの機能をコネク特し、お客さまのトータルアセットの管理・運用・承継で最も信頼される商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

ポイント  
1

## 口座内の資産の引き継ぎに面倒な書類や遺言書不要。お手続きもスムーズに。

口座内の資産引き継ぎに…

### 面倒な書類や、遺言書の作成不要

お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)にSMBC信託銀行所定の契約書へ必要事項を記入していただくことで、簡単にお手続きができます。

<通常の相続手続きとの必要書類の違い>

	スマート相続口座※		通常の相続手続き
	ご契約時	相続時	
遺言書の作成・検認または、遺産分割協議書作成	不要	不要	必要
死亡証明書・除籍謄本	—	必要	必要
お受取人(受贈者)の戸籍謄本等	不要	不要	必要
印鑑証明書	不要	必要	必要
相続手続依頼書	—	必要	必要

※口座内の資産のお受取については、お受取人(受贈者)の口座開設が必要です。

お受取人(受贈者)と受取割合を指定していただくだけで…

### ご契約時

お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)の続柄を確認する  
・戸籍謄本等の書類の提出が不要。

### 相続発生時

名義書換に通常必要な、  
・遺産分割協議書 ・戸籍謄本等の書類の提出が不要。



※SMBC信託銀行に口座をお持ちでないお受取人(受贈者)は口座の開設が必要です。

ポイント  
2

## 電子契約でスピーディに手続き。 手数料は最大優遇時**無料**です。

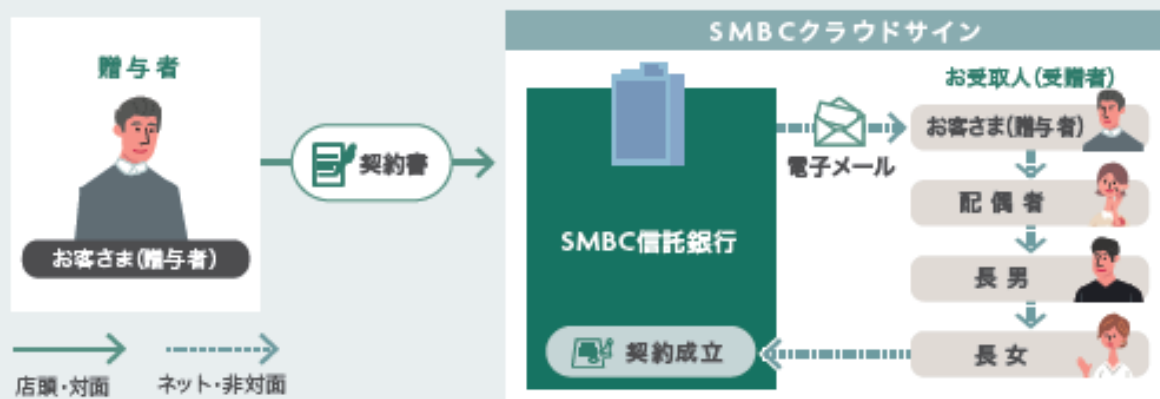
### 電子契約

電子契約システム上で手続きが完結。スピーディな契約締結を実現。SMBCクラウドサイン社が提供する電子契約での手続きをご選択いただくことができます※。この場合、SMBC信託銀行より電子メールで契約書を送付いたします。

※書面での契約も可能です

■ 電子契約システム上で契約手続きが完結し、お受取人(受贈者)は書面を用いての署名・捺印が不要。

■ お受取人(受贈者)が複数いる場合や、離れて暮らす場合に、郵送の手間や費用が不要。



⇒ 契約書のご提出を受けた後、お客さま(贈与者)宛に契約内容の再確認の為、再度、電子契約システムで契約書を送付させていただきます。  
⇒ 電子契約に必要なアクセスコード(ログイン時のパスワード)はお客さま(贈与者)からお受取人(受贈者)にお伝えいただけます。

### 「SMBCクラウドサイン株式会社」について

2019年10月株式会社三井住友フィナンシャルグループと、弁護士ドットコム株式会社の合併会社として設立。契約プロセスをデジタル化するサービスを提供しています。



## 手数料が最大優遇時**無料**

口座内の保有資産額に応じて、手数料が最大優遇時**無料**となります※。

※口座内の保有資産額に応じて手数料優遇が適用されます。詳細は、SMBC信託銀行ホームページまたは、支店・担当者にお問い合わせください。

ポイント  
3

## ご契約後でも、口座の入出金や 資産の入れ替えは自由に行えます。

### 相続発生時の残高をもとに資産を引き継ぎ

相続発生前は、口座の入出金や、資産の入れ替えを自由に行うことができます。相続発生時には、受取割合に応じて資産を引き継ぎます。

### 預金口座、投資信託口座それぞれにお受取人(受贈者)を指定可能

お受取人(受贈者)を、預金口座と投資信託口座の両方に指定しておくことも、片方だけに指定しておくこともできます。預金口座と投資信託とで、受取割合を変えることもできます。

